

**救急法等講習における指導員に支払う実費弁償額及び  
共催団体から支払われる講習開催経費の取り扱いについて**

1 指導員に支払う実費弁償額

講習に派遣する指導員に対し、下表のとおり支払うこととする。

指導員の種類	講習の種類	日当額	交通費
職員指導員	全ての講習	旅費規則による	
ボランティア指導員	一般普及講習	旅費規則 2 級全日当 (2,600 円)	実費
	短期講習	旅費規則 2 級半日当 (1,300 円)	実費

※講習時間が 4 時間以上の短期講習は、一般普及講習と同様に取り扱う。

※交通費は公共交通機関での計算とする。

2 指導員に支払う宿泊費

下記地域で開催する講習において、事務局長が必要と認めた場合に宿泊費(乙)11,800 円を支払うこととする。

対象地域	但馬地域（豊岡市、養父市、朝来市、香美町、新温泉町）
適用条件	下記①～②を全て満たし、事務局長が必要と認めた場合 ① 自宅から講習会場までの自動車移動距離（高速もしくは平道）で 100 km 以上離れている。 ② 講習開始 30 分前の要到着時刻が 9：00 以前であること。

※前泊申請書を提出し、事務局長が必要と認めた場合のみ支払うこととする。

※宿泊施設に「宿泊証明書」の発行を依頼し、支部へ提出すること。

3 共催団体等から支払われる講習開催経費

(1) 共催団体等の負担額

講習の開催にかかる指導員 1 名あたりの派遣に対する共催団体等の負担額は、原則として、下表のとおり。

講習の種類	負担額
一般普及及び講習	6,000 円
短期講習	4,000 円

※講習時間が 4 時間以上の短期講習は、一般普及講習と同様に取り扱う。

(2) 留意事項

- ① 会場費及び保険料は共催団体が負担し、配布する教材の費用、消費する物品の費用については、共催団体または受講者から実費を徴収する。
- ② 共催団体が、奉仕団、青少年赤十字加盟校、献血協力団体等の赤十字協力団体の場合は、原則として指導員派遣に係る経費負担はさせない。
- ③ 法人社費 5 万円以上の法人に対しては、指導員派遣に係る経費は免除する。
- ④ 特に、本社から共催団体等の負担額を指定した場合は、その指定した額を負担額とする。

#### 4 講習が中止となった場合の実費弁償

講習が当日に中止となった場合、指導員が講習会場へ到着した場合および会場へ向かう途中に中止連絡がついた場合については、実費の支払いが生じた交通費のみ支払うこととする。

なお、請求については、報告書に、講習中止理由および交通費の明細を記入して請求することとする。

指導員の種類	講習の種類	日当額	交通費
ボランティア指導員	全ての講習	支給なし	当日支払った実費

附則：平成19年4月1日以降に実施する講習会に適用する。

附則：平成24年7月1日より施行する。

附則：平成27年4月1日以降に実施する講習会より改訂・施行する。

附則：令和6年4月1日以降に実施する講習会より改訂・施行する。